

同志社大学スポーツ健康科学会会則

(名称)

第1条 本会は同志社大学スポーツ健康科学会と称する。

(目的)

第2条 本会はスポーツ健康科学に関する研究の奨励と普及を通じ、同志社大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)機関誌の発行
- (2)研究諸成果の公表
- (3)講演会, 研究発表会等の開催
- (4)会員相互の連絡・交流に関する事業
- (5)当該年度に実施した事業等の公表
- (6)その他本会役員会で認めた同志社大学の発展に寄与する事業

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1)正会員A:同志社大学スポーツ健康科学部に所属する専任教員(任期付教員を含む)
- (2)正会員B:本会役員会が特に適当と認めた者(申請に際しては細目事項あり)
- (3)学生会員:スポーツ健康科学部および研究科の在学生(休学者は除く)

2 会員は以下の権利を有する。

- (1)本会の機関誌への投稿
- (2)本会の公刊物の受領
- (3)本会の主催する集会への出席

(臨時会員)

第5条 会員以外の者が機関誌に投稿する場合には、投稿に際して臨時会員として会費を納めるものとし、臨時会員は機関誌への投稿以外の権利は有さないものとする。

(賛助会員)

第6条 本会の運営に賛同する企業等からの寄附等を受託する場合は賛助会員とする。

(名誉会員)

第7条 会長は、同志社大学スポーツ健康科学部を退職する専任教員を名誉会員にすることを役員会に提案することができる。決定は投票により行い、役員会出席者の有効投票数の過半数以上の可とする票を必要とする。ただし、審議により役員全員の承認が得られた場合は、投票を省略することができる。名誉会員は、会費の納入を免除する。名誉会員は、会員と同じ権利を有する。

(役員及び役員会)

第8条 本会は、事業推進と企画立案のため役員会を設置する。役員会は、スポーツ健康科学部に所属するすべての専任教員(任期付教員を含む)をもって構成する。役員会には以下の役職を置く。

- (1)会長 1名。スポーツ健康科学部長がこれにあたる。
- (2)運営委員長 1名および運営委員 若干名。会長が委嘱する。
- (3)編集委員長 1名および編集委員 若干名。会長が委嘱する。
- (4)会計委員 1名。会長が委嘱する。
- (5)監事 1名。会長が委嘱する。

2 役員および役職者の任期は1年とし、重任及び再任を妨げない。

第9条 役員は、次の職務を行う。

- (1)会長は、会務全般を統括し、本会を代表する。
- (2)運営委員は、講演会・研究発表会等の企画および運営を行う。
- (3)編集委員は、機関誌への投稿論文の査読および機関誌その他本会の公刊物の発行を行う。
- (4)会計委員は、本会の会計を管理する。
- (5)監事は、本会の会務及び会計を監査する。

第10条 会長は必要に応じて役員会を開催し、役員会は次の事項を審議する。

- (1)会則の改正
- (2)会則の施行に伴う細則、規程の制定
- (3)事業計画、予算及び決算
- (4)その他重要事項

2 役員会の議長は、会長が行う。

3 役員会は役員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

(会費)

第11条 正会員および臨時会員は会費を納入するものとする。

2 本会の年会費は 3,000 円とする。

3 賛助会員の会費は1口年額 10,000 円、1口以上とする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会員資格の喪失)

第13条 会費の納入が継続して2年以上なされなかったときは、その資格を喪失する。

(事務局及び職員)

第14条 本会の事務局を同志社大学スポーツ健康科学部教育研究棟内に設ける。

2 本会は、本会の庶務会計等の業務を処理するため、職員を置くことができる。

(第4条 3. 細目)

同志社大学スポーツ健康科学部に所属する専任教員(任期付教員を含む)およびスポーツ健康科学部ならびにスポーツ健康科学研究科の在学生以外で同志社大学スポーツ健康科学会への入会を希望する者は、所定の入会申請用紙に必要事項を記入し、学会事務局へ提出すること。本会役員会で審査の上、適当と認められた場

合に入会を認める。入会申請用紙には、本会役員 1 名の推薦者署名を要するものとする。

(第11条 2. 細目)

学生会員の会費は学期毎 1,500 円(年 3,000 円)とする。会費は原則毎学期に納入するものとし、会費徴収は大学に委託する。

2009 年 6 月 10 日改正

2009 年 9 月 25 日改正

2010 年 4 月 1 日改正

2012 年 4 月 11 日改正

2013 年 5 月 29 日改正

2018 年 2 月 21 日改正

2019 年 12 月 18 日改正

2025 年 4 月 23 日改正

以上